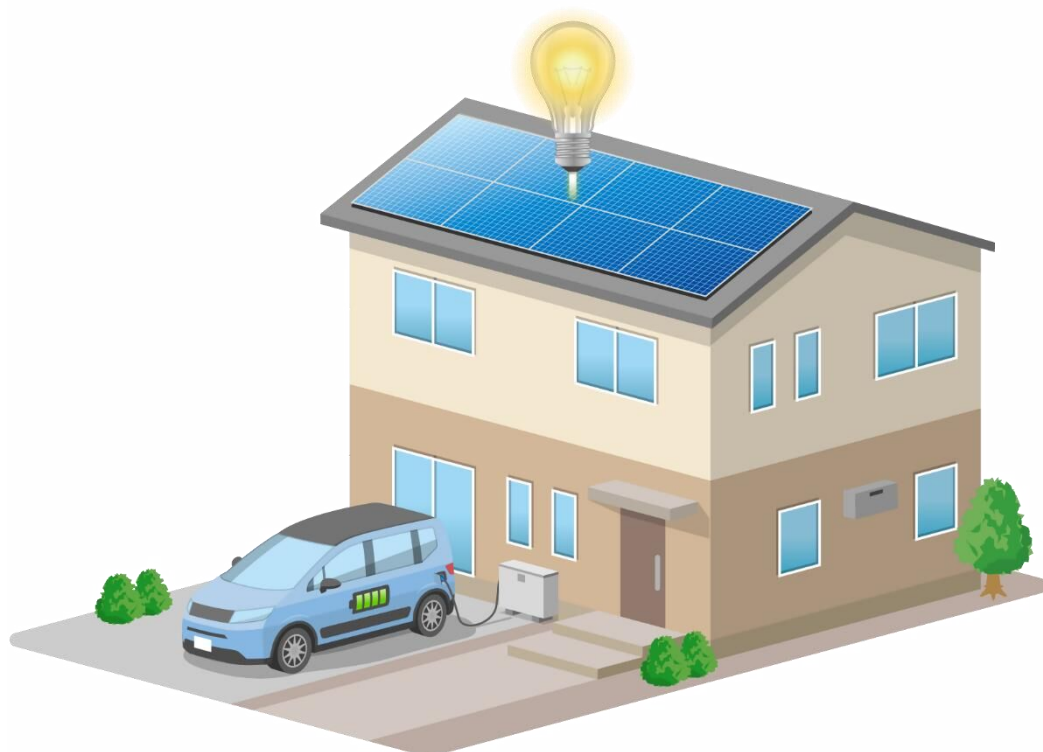


令和8年度 鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業 補助金交付申請の手引き

太陽光発電システム・燃料電池システム(エネファーム)・リチウムイオン蓄電池システム
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H充放電設備



申請期間

令和8年7月1日(水)から令和9年1月29日(金)午後5時まで
【郵送の場合】令和9年1月29日(金)必着

申請は受付順で、設備別予算額(補助予定件数)に達した時点で終了します

鎌ヶ谷市ホームページ▶暮らし・手続き▶住まい▶助成・申請・制度
▶令和8年度住宅用設備等脱炭素化促進事業



令和8年7月

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課

目次

1. 補助対象の要件	3
(1) 補助対象設備と補助金額および補助対象経費について	3
(2) 補助対象となる方	4
(3) 設備ごとの要件	4
(4) 設備の導入をリースで行う場合の要件	6
2. 申請について	6
(1) 申請手続きの流れ	6
(2) 提出方法	7
(3) 申請期間	7
(4) その他の注意事項	7
(5) 提出書類	8
3. Q & A	19
(1) 補助制度全般について	19
(2) 補助対象について	19
(3) 補助金の申請について	20
(4) リースについて	21
(5) その他	22
4. お問い合わせ	22

1. 補助対象の要件

(1) 補助対象設備と補助金額および補助対象経費について

未使用品（新品）の設備を設置し、補助金申請日までに使用を始めている必要があります。

補助対象設備	補助金額※1			補助対象経費※2
太陽光発電システム	着工日が令和7年度以降		1キロワットあたり1万円※3 (上限3万円)	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器の購入費、工事費
燃料電池システム (エネファーム)	着工日が令和8年度		上限10万円	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)および付属品の購入費、工事費
	着工日が令和7年度		上限4万円	
リチウムイオン蓄電池システム	太陽光発電システムを併設	着工日が令和8年度	上限10万円	設備本体(蓄電池部、電力変換装置等)および付属品の購入費、工事費
		着工日が令和7年度	上限4万円	
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	太陽光発電システム、V2H充放電設備を併設	登録日が令和8年度	上限15万円	自動車本体の購入費
		登録日が令和7年度	上限5万円	
	太陽光発電システム、充電設備を併設	登録日が令和8年度	上限10万円	
		登録日が令和7年度	上限4万円	
V2H充放電設備	太陽光発電システム、電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車を併設	着工日が令和8年度	補助対象経費の1/10 (上限25万円)	設備本体の購入費※4
		着工日が令和7年度	補助対象経費の1/10 (上限8万円)	

※1 算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

※2 補助対象経費には、消費税・地方消費税相当額・国等の補助金の額を含めないものとします。

※3 太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方(小数点以下第1位未満を切捨て)に単価を乗じて得た額。

※4 設置工事に係る費用は補助対象外です。

(2) 補助対象となる方

次のいずれにも該当する方が申請できます。

- ・ 申請者自らが購入し、所有していること
(所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社等である場合およびリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む)
 - ・ 次のいずれかに該当する住宅に補助対象設備を設置した方
 - ① 自らが所有し居住する市内に所在する住宅
 - ② 市内に新築・増改築した住宅
 - ③ 未使用の補助対象設備があらかじめ設置された市内に所在する住宅
 - ④ 第三者が一部もしくは全部を所有し、申請者自らが居住する市内に所在する住宅(所有者の承諾を受けて補助対象設備を設置した方)
- ※「住宅」には、店舗併用住宅や共同住宅(自ら所有・居住する部分のみ)を含みます。
- ・ 補助対象設備が設置された鎌ケ谷市内の住宅に居住し、住民登録を完了している方
 - ・ 鎌ケ谷市に納付すべき税を滞納していない方(リース事業者も含む)
 - ・ 令和7年度(令和7年4月1日)以降に設置工事に着手し、完了した方
 - ・ 【太陽光発電システム、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H充放電設備】
過去に同一の補助対象設備で市補助金の交付を受けていないこと
 - ・ 【燃料電池システム(エネファーム)、リチウムイオン蓄電池システム】
過去に同一の補助対象設備で市補助金の交付を受けていない、または、補助金を受けた時から財産処分制限期間の6年を経過した後に、交換・増設していること

(3) 設備ごとの要件

● 太陽光発電システム

補助対象設備の要件
次のいずれにも該当するものであること ・ 住宅用の低圧配電線と逆潮流ありで連系するものであること ・ 太陽電池の出力状況等により、起動および停止等に関して全自動運転を行うものであること ・ 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること ① 国際電気標準会議の規格または日本産業規格に適合しているものであること ② 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること ③ 一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること ・ 太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれかが、10キロワット未満であること
補助対象者の要件
・ 補助金申請日までに電気事業者と電力受給契約(特定契約)を締結していること ・ 申請者と電力受給契約者は同一人物であること

● 燃料電池システム(エネファーム)

補助対象設備の要件
一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)の機器登録を受けているものであること※ ※停電時自立運転機能を有するものに限りです

● リチウムイオン蓄電池システム

補助対象設備の要件
国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録がされているものであること
設備を設置する住宅の要件
申請日までに太陽光発電システムを設置していること

● 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の要件

補助対象設備の要件
次のいずれにも該当するものであること - 申請者が新車として新たに購入したものであること(中古の輸入車の初年度登録車を除く) - 自動車検査証の使用の本拠地が市内の住所であること - 自動車検査証の登録年月日または交付年月日が、令和7年度以降の日付であること - 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車であること
電気自動車 自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」、<u>燃料の種類が「電気」</u>と記載されている四輪のものであること
プラグインハイブリッド自動車 自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」、<u>燃料の種類が「ガソリン・電気」または「軽油・電気」</u>と記載されている四輪のものであること
設備を設置する住宅の要件
- 申請日までに太陽光発電システムを設置し、発電した電気を充電できる設備が設置されていること - V2H充放電設備併設の補助を受ける場合は、申請日までに設置工事が完了していること

● V2H充放電設備

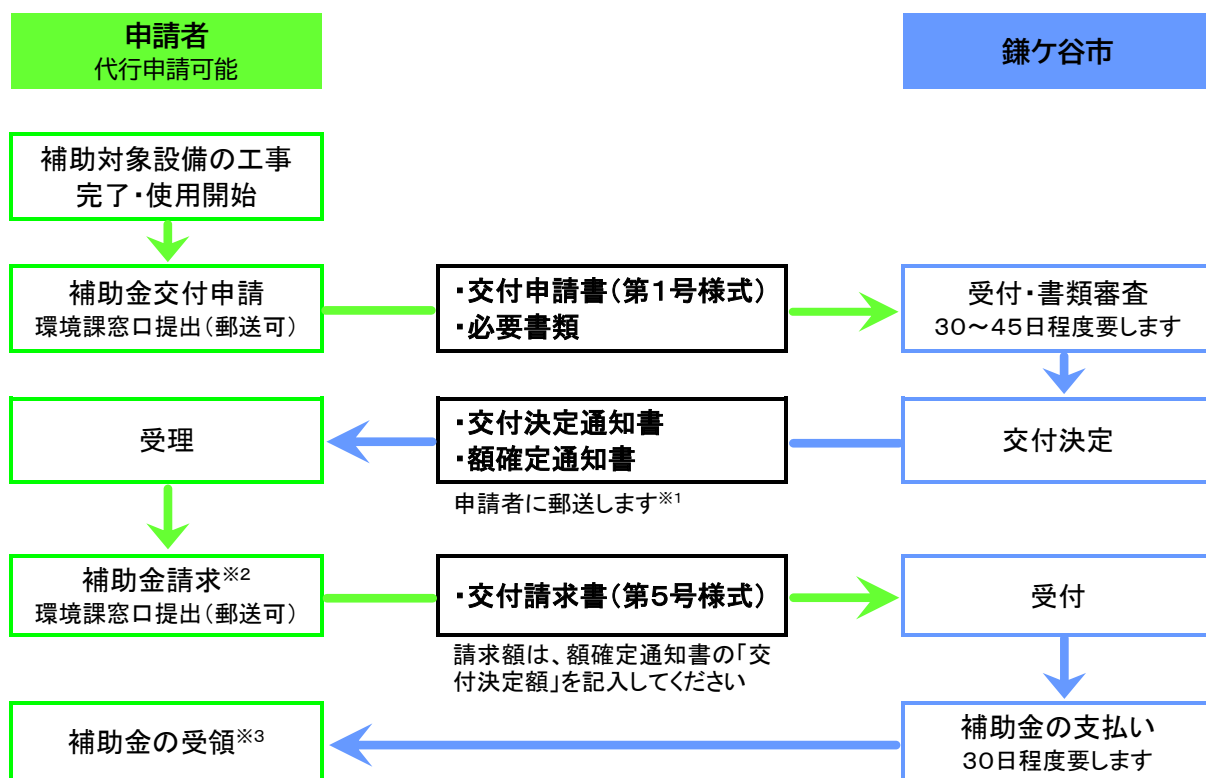
補助対象設備の要件
次のいずれにも該当するものであること - 電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電力を供給できること - 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助事業とされているものであること
設備を設置する住宅の要件
申請日までに太陽光発電システムおよび電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車を導入していること

(4) 設備の導入をリースで行う場合の要件

- ・ 設置者とリース事業者は連名で申請をすること
- ・ リース事業者がリースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分が還元されていること
- ・ リース契約について次のいずれかを満たすこと。また、それらがリース契約書等から確認できること
 - ① リース期間が設備等の財産処分制限期間以上の契約となっていること(22ページ「Q5-4」参照)
 - ② ①を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること

2. 申請について

(1) 申請手続きの流れ



- ※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者あてに補助金交付決定通知書・額確定通知書を送付します。
- ※2 補助金交付決定通知書・額確定通知書がお手元に届いたら、速やかに同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記載し、別途お知らせする期限までに提出してください。
振込先は申請者本人名義の口座に限ります。
- ※3 振込通知は行いません。正しい金額が振込されているか通帳の記帳などにより確認してください。

(2) 提出方法

鎌ヶ谷市役所1階 環境課窓口を持ち込み【郵送可】

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

受付時間:午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

(3) 申請期間

令和9年1月29日(金)午後5時まで【郵送の場合は申請期間内に必着】

- ・すべての提出書類に不備・不足等がないことを市が確認できた時点で受付となります。
- ・申請は受付順で、設備別予算枠(補助予定件数)に達した時点で終了します。予算の範囲を超えた日に到着した申請書は抽選し、受け付けます。
- ・申請期間外や予算の範囲を超えた日以降に提出されたものは無効となります。

(4) その他の注意事項

● 申請にあたって

- ① 提出書類や記載内容はよく確認したうえで、チェックシートを活用して提出してください。書類の不足や記載事項の漏れ・誤りにより受理できない場合があります。
- ② 申請は原則として申請者本人が行ってください。ただし、「補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)」の提出で、申請を設備販売者等に代行させることができます。なお、申請手続きの代行を依頼したことによる事故等について、市は一切の責任を負いかねます。
- ③ 設備を設置した住宅を第三者が一部または全部について所有している場合は、所有(共有)者全員の「補助対象設備設置承諾書」(参考様式1)が必要です。
- ④ 申請書は先着順に受け付け、書類審査のうえ、補助金交付の可否および補助金額を決定します。
- ⑤ 補助金交付請求時に必要な「補助金交付請求書」(第5号様式)は、補助金交付決定者に送付します。
- ⑥ 補助対象設備を組み合わせる申請することができますが、同じ種類の設備について複数台申請することや、かつて補助を受けた設備について再度申請することはできません。ただし、燃料電池システム(エネファーム)、リチウムイオン蓄電池システムについては条件を満たせば再度申請することができます。
- ⑦ 交付決定等にあたっては、現地調査を行う場合があるため、ご協力をお願いします。

● 補助金交付決定後

- ① 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの間(22ページ「Q5-4」参照)は補助対象設備を処分することはできません。やむを得ない事情がある場合にはあらかじめご相談ください。
- ② 補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- ③ 補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがありますのでご協力をお願いします。

(5) 提出書類

申請する設備によって、提出する書類が異なります。チェックシートを活用のうえ、提出漏れがないようにご注意ください。

○:必要 △:場合により必要 ×:不要

書類	記入例・ 注意事項等	太陽光発電 システム	燃料電池シ ステム(エネ ファーム)	リチウムイオ ン蓄電池シ ステム	電気自動車・ プラグインハ イブリッド自 動車	V2H充放電 設備
① 補助金交付申請書 (第1号様式・第1号様式の2)	9-10 ページ	○	○	○	○	○
② 補助金交付申請チェックシート	11 ページ	○	○	○	○	○
③ 補助金交付申請手続代行届出書 (第6号様式)	11 ページ	△	△	△	△	△
④ 補助対象設備設置承諾書	11 ページ	△	△	△	×	△
⑤ 設備等が補助対象であることがわかる 書類	12 ページ	○	○	○	○	○
⑥ 未使用品であることが確認できる書類	12 ページ	○	○	○	○	○
⑦ 技術仕様が確認できる書類	13 ページ	△	△	△	×	△
⑧ 設置場所が確認できる図面	13 ページ	○	○	○	×	○
⑨ 支払いを証明する書類	13 ページ	○	○	○	○	○
⑩ 全額支払いの手続きが完了していること が確認できる書類	13 ページ	△	△	△	△	△
⑪ 売買契約書の写し	13 ページ	×	×	×	○	×
⑫ 設置に係る経費の内訳が記載された書 類	13-15 ページ	○	○	○	○	○
⑬ 設置状況が確認できる写真	16 ページ	×	×	×	○	○
⑭ 電気事業者と締結した特定契約の内容 がわかる書類	16 ページ	○	×	×	×	×
⑮ 太陽光発電システムが設置してあること が確認できる書類	16 ページ	×	×	○	○	○
⑯ 発電した電気を充電できることが確認で きる書類	17 ページ	×	×	×	○	×
⑰ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動 車が設置してあることが確認できる書類	17 ページ	×	×	×	×	○
設備の導入をリースで行う場合						
⑱ リース契約書の写し	17 ページ	○	○	○	○	○
⑲ 貸与料金の算定根拠明細書 (第1号様式の2別紙)	18 ページ	○	○	○	○	○
⑳ リース事業者が購入する設備の購入費・ 工事費が確認できる書類	—	○	○	○	○	○
㉑ 登記事項証明書	18 ページ	○	○	○	○	○

○:必要 △:場合により必要 ×:不要

① 補助金交付申請書 (第1号様式・第1号様式の2)	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備
	○	○	○	○	○

設備の導入をリースで行う場合は第1号様式の2を提出してください。

● 補助金交付申請書記入例(第1号様式)

第1号様式(第5条関係)

提出日を記入してください
(郵送の場合は発送日)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

鎌ケ

申請者以外の家屋所有者がいる場合は、④の承諾書(参考様式1)が必要です。

令和8年7月7日

日中連絡の取れる電話番号を記入してください

申請者 〒273-0195

住 所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

フリガナ カマガヤ ジロウ
氏 名 鎌ケ谷 次郎

電話番号 047-123-4567

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します

キロワット数を記入してください

設備ごとの申請額を記入してください
補助対象経費の額ではありません

設備及び 申請内訳 額(該当 する番号 に○印を してください。)	① 太陽光発電システム(3 . 1 キロワット)	30,000	円
	2 燃料電池システム(エネファーム)		円
	3 リチウムイオン蓄電池システム		円
	4 窓の断熱改修		円
	⑤ 電気自動車	150,000	円
	6 プラグインハイブリッド自動車		円
	⑦ V2H充放電設備	60,000	円
	8 集合住宅用充電設備		円
申請額合計		240,000	円

合計金額を記入してください

設置した建物の種別 (該当する番号に○印を してください。)	① 既存の住宅に設置した。
	2 住宅の新築に併せて設置した。
	3 設備が設置された住宅を取得した。
着工日(自動車を除く)	太陽光:令和8年 4月 1日 V2H:7月1日
設置又は引き渡し完了日	令和8年 7月 1日

設備ごとに異なる場合はそれぞれ記入してください

私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況を調査することについて

☒ 同意します

☐ 同意しません(該

※同意しない場合は、申請日の属する年度の前年度分の市税(納税者本人分)を添付してください

すべての設備の設置工事が完了した日
(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車は納車した日)を記入してください

21ページ「Q3-2」参照

いずれかにチェックをしてください

● 補助金交付申請書記入例(第1号様式の2) 設備の導入をリースで行う場合

第1号様式の2 (第5条関係)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

提出日を記入してください
(郵送の場合は発送日)

令和8年7月7日

鎌ケ谷市長 様

申請者以外の家屋所有者がいる場合は、④の承諾書(参考様式1)が必要です。

(リース事業者) 〒123-4567
所在地 ▲▲県●●市××1-2-3
名称 ●●●株式会社
フリガナ トリシマリヤクシヤチョウ カマギャ ハナコ
代表者職・氏名 取締役社長 鎌ケ谷 花子
電話番号 000-0000-0000

申請者

日中連絡の取れる電話番号を記入してください

(リース先) 〒273-0195
住所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1
フリガナ カマギャ ジロウ
氏名 鎌ケ谷 次郎
電話番号 047-123-4567

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書
します。

キロワット数を記入してください

設備ごとの申請額を記入してください
補助対象経費の額ではありません

記

設備及び申請内訳額(該当する番号に○印をしてください。)	①	太陽光発電システム (3 . 1 キロワット)	30,000	円
	2	燃料電池システム (エネファーム)		円
	3	リチウムイオン蓄電池システム		円
	4	窓の断熱改修		円
	⑤	電気自動車	150,000	円
	6	プラグインハイブリッド自動車		円
	⑦	V2H充放電設備	60,000	円
	8	集合住宅用充電設備		円
申請額合計			240,000	円

合計金額を記入してください

設置した建物の種別
(該当する番号に○印をしてください。)

- ① 既存の住宅に設置した。
2 住宅の新築に併せて設置した。
3 設備が設置された住宅を取得した。

設備ごとに異なる場合はそれぞれ記入してください

着工日(自動車を除く)

太陽光:令和8年 4月 1日 V2H:7月1日

設置又は引き渡し完了日

令和8年 7月 1日

私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況(リース先のみ)を調査するア
とについて

(リース事業者) ☒ 同意します ☐ 同意しません(該当する)
(リース先) ☒ 同意します ☐ 同意しません(該当する)
※同意しない場合は、申請日の属する年度の前年度分の市税に係る納税
分)を添付

すべての設備の設置工事が完了した日
(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車は納車した日)を記入してください

21ページ「Q3-2」参照

いずれかにチェックをしてください

○:必要 △:場合により必要 ×:不要

② 補助金交付申請チェックシート	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備
	△	△	△	△	△

該当する項目にすべて✓印をいれて提出してください。

③ 補助金交付申請手続代行届出書 (第6号様式)	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備
	△	△	△	△	△

申請手続きを設備販売者等に代行させる方は提出してください。

④ 補助対象設備設置承諾書	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備
	△	△	△	×	△

設備を設置した住宅を第三者が一部(全部)所有している方は提出してください。

● 補助対象設備設置承諾書(参考様式1)

参考様式1

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助対象設備設置承諾書

令和8年7月1日

鎌ケ谷市長

申請者以外の所有者

申請者以外の所有者が複数いる場合は、人数分の承諾書が必要です

所有(共有)者

郵便番号

273-0195

住 所

鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1

氏 名

鎌ケ谷 太郎

電話番号

090-XXXX-XXXX

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助金の申請にあたり、下記の建物は私の所有(共有)であるため、申請者に対し適正な管理を果たすことを条件に補助対象設備の設置を承諾します。

記

申請者	補助対象設備 設置家屋所在地 (申請者住所)	〒	2	7	3	—	0	1	9	5	
	氏 名	鎌ケ谷市 新鎌ケ谷 2-6-1 鎌ケ谷 次郎									

○:必要 △:場合により必要 ×:不要

⑤ 設備等が補助対象であることがわかる書類	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H充放電設備
	○	○	○	○	○

補助対象設備ごとに各補助事業実施団体の認証を受けているなどの要件を満たしている必要があります。登録済製品一覧等から、設置した設備が補助対象であることがわかる部分を提出してください。必要ページのみ印刷し、マーカー等でわかりやすく印をつけてください。

補助対象設備の確認方法		
太陽光発電システム	太陽光パネル型式リスト(一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)代行申請センターホームページ)	
	JETPVm 認証(モジュール認証)登録リスト(一般財団法人電気安全環境研究所ホームページ)	
燃料電池システム(エネファーム)	エネファームの機器登録リスト(一般社団法人燃料電池普及協会ホームページ)	
リチウムイオン蓄電池システム	蓄電システム登録済製品一覧検索(一般社団法人環境共創イニシアチブホームページ)	
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	補助対象車両一覧(一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ)	
V2H充放電設備	補助対象V2H充放電設備一覧(一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ)	

⑥ 未使用品であることが確認できる書類	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H充放電設備
	○	○	○	○	○

次のいずれかの書類を提出してください。

提出書類	補足
メーカー発行の保証書、出荷証明書などの写し 21ページ「Q3-4」参照	・購入日、メーカー名、品番等がすべて確認できるもの ・太陽光発電システムは、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの両方のものを提出してください。 ・太陽電池モジュールの「公称最大出力」、パワーコンディショナーの「定格出力」、リチウムイオン蓄電池システムのパッケージ型番が記載されていない場合は、⑥の技術仕様が確認できる書類を併せて提出してください。
自動車検査証記録事項の写し (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)	・登録年月日または交付年月日が、令和7年度以降であること ・使用者と所有者の氏名・住所が申請者と同じであること (リース契約等の場合で、所有者欄が事業者の場合は、使用者の氏名・住所が申請者と一致すること) ・燃料の種類が「電気」または「ガソリン・電気」または「軽油・電気」であること ・新規登録されたものであること

○：必要 △：場合により必要 ×：不要

⑦ 技術仕様が確認できる書類	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備
	△	△	△	×	△

⑥の未使用品であることが確認できる書類に記載されていない項目がある場合は、カタログや仕様書等を提出してください。

⑧ 設置場所が確認できる図面	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備
	○	○	○	×	○

平面図に設置状況を図示したもの等。

太陽光発電システムは、太陽電池モジュールの配置と枚数が確認できる図面を提出してください。

⑨ 支払いを証明する書類	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備
	○	○	○	○	○

20ページ「Q2-12」、21ページ「Q3-6」参照

クレジット契約で領収書が発行されない場合は、クレジット契約書(クレジット申込書は不可)を提出してください。

→所有権留保付きローンにより補助対象設備を設置した方は、⑩の全額支払いの手続きが完了していることが確認できる書類を提出してください。

→設備の導入をリースで行う場合は、⑱～㉑の書類を提出してください。

⑩ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる書類	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備
	△	△	△	△	△

所有権留保付きローンにより補助対象設備を設置した方は提出してください。

・具体的な支払いスケジュールが明記されている契約書類等の写し

⑪ 売買契約書の写し	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備
	×	×	×	○	×

補助対象となる車両の情報(メーカー名、車両名、型式等)が記載されている契約書または注文書の写しを提出してください。

契約(注文内容)を途中で変更されている場合は、契約変更(注文内容の変更)書類も併せて提出してください。

→設備の導入をリースで行う場合は、⑱～㉑の書類を提出してください。

⑫ 設置に係る経費の内訳が記載された書類	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H 充放電設備
	○	○	○	○	○

補助対象経費※の内訳が明記されているものを提出してください。「工事費一式」ではお受けできません。

様式は問いませんが、参考様式2を使用していただいて構いません。

※補助対象経費には、消費税・地方消費税相当額・国等の補助金の額を含めないものとします。

● 内訳明細書記載例

各項目の金額等は必ず記入してください。(補助金対象経費の算定に要します。)

太陽光発電システム・燃料電池システム(エネファーム)・リチウムイオン蓄電池システム・V2H充放電設備

申請者の氏名を記載してください

補助金を申請する設備を記載してください

参考様式2

令和 8年 7月 1日

太陽光発電システム・燃料電池システム・リチウムイオン蓄電池システム・V2H充放電設備設置費用の内訳明細書

鎌ヶ谷 次郎

様邸における

太陽光発電システム
V2H充放電設備

設置費用の内訳については下記のとおりです。

補助対象経費	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	税抜金額
太陽電池モジュール購入費	〇〇社	AAAAA-240	10	枚	¥50,000	¥ 500,000
太陽電池モジュール購入費	〇〇社	AAAAA-120	6	枚	¥40,000	¥ 240,000
架台購入費			1	式	¥70,000	¥ 70,000
パワーコンディショナー購入費	△△社	BBBBB-55BB	1	式	¥200,000	¥ 200,000
工事費						¥ 300,000
太陽光発電システム 小計						¥ 1,310,000
設備本体購入費	△△社	CC100-CCC	1	台	¥900,000	¥ 900,000
V2H充放電設備 小計						¥ 900,000
						(1) 補助対象経費小計 ¥ 2,210,000

補助対象外の設備等がある場合は記載してください

国等の他団体から補助金の交付を受けている場合は、補助対象経費から控除してください

補助対象外経費	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	税抜金額
V2H充放電設備工事費						¥ 100,000
その他						¥ 100,000
						(2) 補助対象外経費小計 ¥ 200,000

備考

他補助金及び補助申請金額内訳
 太陽光発電システム | 他補助金なし (3.1キロワット×1万) ¥ 30,000
 V2H充放電設備 | 他補助金30万円 (60万円×1/10) ¥ 60,000

¥ 90,000

小 計 (1) + (2) ¥ 2,410,000
 (3) 他 補 助 金 ¥ 300,000
 合 計 ¥ 2,110,000
 消 費 税 ¥ 211,000
 総 合 計 ¥ 2,321,000

会社名

株式会社XXXX

〒

△△県〇〇市××1-2-3

TEL

000-000-0000

(4) 他 補 助 金 控 除 後 の 補 助 対 象 経 費 (1) - (3) ¥ 1,910,000
 補 助 申 請 金 額 ¥ 90,000

発行者(販売店)の情報を記載してください

担当者 XXXX

※(4)から(V2H充放電設備は4)×1/10から)千円未満の端数を切り捨てた額(補助金額上限内)

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

申請者の氏名を
記載してください

令和 8年 7月 1日

鎌ヶ谷 次郎

様

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の支払いに係る領収内訳書
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の支払

添付したすべての領収書について
記入してください

(1) 現金及びローン等による領収金額

領収書No.	金額	充当項目
100	5,700円	頭金・賦払金・その他（ ）
101	1,460,000円	頭金・賦払金・その他（ ）
102	3,000,000円	頭金・賦払金・その他（ ）
—	0円	頭金・賦払金・その他（ ）
—	0円	頭金・賦払金・その他（ ）
小計 ①	4,465,700円	

(2) 下取価格及び下取車リサイクル預託金相当額の充当による領収金額

項目	金額	充当項目
下取価格	100,000円	頭金・賦払金・その他（ ）
下取車リサイクル預託金相当額	1,300円	頭金・賦払金・その他（ ）
小計 ②	101,300円	

下取り車がない場合は、金額欄
に「0」を記入してください

(3) 領収金額合計

合計 ①+②	4,567,000円
--------	------------

なお、上記「(3) 領収金額合計」の内訳は以下のとおりです。

項目	金額(税込)
車両本体価格	3,200,000円
車両本体値引価格	-200,000円
小計 ③	3,000,000円

(補助対象経費)

その他の価格の小計 ④	1,567,000円
-------------	------------

合計 ③+④	4,567,000円
--------	------------

契約書・注文書等に記載の「車
両本体価格」を記入してください

メーカーオプション費用・付属品
費用・手続き費用等は含めず、
下欄「その他の価格の小計」欄
に記入してください

発行者(販売店)の情報を記入し
てください

備考

「領収金額の合計」と「内訳の合
計」が一致することを確認して
ください

会社名 ○○○株式会社

〒

△△県○○市××1-2-3

Tel 000-000-0000

担当者 XXXX

○:必要 △:場合により必要 ×:不要

⑬ 設置状況が確認できる写真	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H充放電設備
	×	×	×	○	○

次の要件を満たす写真を提出してください。

補助対象設備	要件
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	要件を満たす写真が1枚で撮影できない場合は複数枚の写真を撮影してください。 ・保管場所(車庫・駐車場等)で撮影した写真※ ・自動車全体が写っている写真 ・ナンバープレートを読み取ることができる写真 ・太陽光発電システムの設置が確認できる写真 ・充電設備(V2H充放電設備を含む)の型番号などが確認できる写真
V2H充放電設備	V2H充放電設備の <u>全体および型番号などが記載された銘板</u> が確認できる写真を提出してください。

※販売店等で撮影したものは不可

⑭ 電気事業者と締結した特定契約の内容がわかる書類	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H充放電設備
	○	×	×	×	×

東京電力パワーグリッド株式会社と契約した場合は、次の①と②の両方の書類を提出してください。

提出書類	補足
① 右のいずれかの書類	・電力受給契約申込書の写し ・接続契約のご案内の写し
② 右のいずれかの書類	・特定契約締結通知(メール)の写し ・系統連系完了通知(メール)の写し ・購入実績お知らせサービスの画面の写し

⑮ 太陽光発電システムが設置してあることが確認できる書類	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H充放電設備
	×	×	○	○	○

次のいずれかの書類を提出してください。

- ・売電明細の写し
- ・接続契約のご案内の写し
- ・特定契約のご案内の写し
- ・メーカー発行の太陽光発電システムの保証書の写し

○:必要 △:場合により必要 ×:不要

⑯ 発電した電気を充電できることが確認できる書類	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H充放電設備
	×	×	×	○	×

次のいずれかの書類を提出してください。

- ・V2H充放電設備を併設している場合:メーカー発行の保証書や出荷証明書などの写し
- ・その他の充電機器の場合:メーカー発行の保証書や出荷証明書などの写し、または設置機器を利用して電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に充電している様子の写真

⑰ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車が設置してあることが確認できる書類	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H充放電設備
	×	×	×	×	○

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の自動車検査証記録事項の写しを提出してください。

設備の導入をリースで行う場合					
⑱ リース契約書の写し	太陽光発電システム	燃料電池システム (エネファーム)	リチウムイオン蓄電池システム	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	V2H充放電設備
	○	○	○	○	○

補助金額をリース料金から差し引いたリース料総額または補助金額をリース期間で除した月額リース料金(リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること)を確認します。リース契約書からこれらが確認できない場合は、①もしくは②の対応をお願いします。

- ①補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する
- ②補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書をリース事業者およびリース先で締結のうえ提出する

○:必要 △:場合により必要 ×:不要

設備の導入をリースで行う場合					
⑱ 貸与料金の算定根拠明細書 (第1号様式の2別紙)	太陽光発電 システム	燃料電池 システム (エネファーム)	リチウムイオン 蓄電池 システム	電気自動車・フ ラグインハイブ リッド自動車	V2H 充放電設備
	○	○	○	○	○

リース事業者が、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元することを確認します。

● 貸与料金の算定根拠明細書記入例(第1号様式の2別紙) リースにより導入した場合

第1号様式の2別紙(第5条関係)

貸与料金の算定根拠明細書

鎌ケ谷市長 様

リース事業者 住 所 ▲▲県●●市××1-2-3
 名 称 ●●●株式会社
 代表者職・氏名 取締役社長 鎌ケ谷 花子
 電 話 番 号 000-0000-0000

リ ー ス 先 住 所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1
 氏 名 鎌ケ谷 次郎
 電 話 番 号 047-123-4567

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース 期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		鎌ケ谷市 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))
電気自動車	48月	150,000 円	550,000 円	700,000 円	2,000,000 円	1,300,000 円	700,000 円

(注意事項)

- ・補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- ・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- ・鎌ケ谷市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

設備の導入をリースで行う場合					
㉑ 登記事項証明書	太陽光発電 システム	燃料電池 システム (エネファーム)	リチウムイオン 蓄電池 システム	電気自動車・フ ラグインハイブ リッド自動車	V2H 充放電設備
	○	○	○	○	○

リース事業者の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書を提出してください。

3. Q&A

(1) 補助制度全般について

Q1-1	すでに設置した設備が対象となりますか？申請時に設置中の設備も対象となりますか？
A	申請の際には工事を完了している必要があるため、すでに設置した設備のみが対象です。
Q1-2	申請時にすでに設備を使用し始めていますがよいですか？
A	「未使用品」とは、設置した設備が新品であることを指します。 申請時には設備を使用し始めていることが条件になっています。
Q1-3	申請書等の様式はこちらで作成してもよいですか？
A	指定した様式を使用してください。 ただし、参考様式で示されている様式については、参考様式の内容が網羅されていれば、申請者が作成することができます。
Q1-4	手続き代行を依頼した場合、市からの通知は申請者と代行者、どちらに送られてきますか？
A	申請者に送付します。
Q1-5	国や県の補助金を一緒に受けることはできますか？
A	可能です。 ただし、本補助金の算定にあたっては、補助対象経費からその補助金額を控除します。 なお、千葉県が実施する共同購入支援事業により購入した太陽光発電システムおよびリチウムイオン蓄電池システムについても対象になります。
Q1-6	過去に鎌ケ谷市の補助を受け、設備を設置しました。今回は別の種類の設備について申請しようと思いますが、可能ですか？
A	可能です。 設備の種類が異なれば一度に複数の設備について申請することも可能です。

(2) 補助対象について

Q2-1	二世帯住宅です。各世帯に対象設備をそれぞれ設置したいのですが、両方とも補助金をもらえますか？
A	対象になります。 ただし、それぞれの世帯から申請をしてください。 また、太陽光発電につきましては、電気事業者との特定契約もそれぞれの世帯で締結していただく必要があります。
Q2-2	住居と事務所が併用ですが、補助対象ですか？
A	住居のみ対象になります。 ただし、建物の所有が法人である場合は、法人の承諾書が必要です。
Q2-3	借家に設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？
A	対象になります。 ただし、建物の所有者（大家等）の承諾書が必要です。 また、法定耐用年数の期間内は売却等の処分をすることができません。
Q2-4	マンション等の共同住宅に設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？
A	対象になります。 ただし、設置箇所を自己で所有し、かつその共同住宅（設置箇所）に居住している場合に限ります。

Q2-5	複数の住宅を所有しています。全部に対象設備を設置しようと思いますが、すべて補助対象となりますか？
A	申請者が補助金を交付できるのは設備の種類1つにつき1回だけになります。
Q2-6	現在、市外に住んでいます。市内に家を購入し、対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？
A	対象になります。 ただし、申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ケ谷市に住民登録をし、対象設備の設置が完了していることが条件です。
Q2-7	現在、市外に単身赴任をしています。市内の留守宅に対象設備をつけようと考えていますが、補助対象ですか？
A	申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ケ谷市に住民登録することが条件です。
Q2-8	別荘に対象設備を設置しようと思いますが、補助対象ですか？
A	対象外です。 補助対象は、自ら居住する市内の住宅のみです。
Q2-9	対象設備が備え付けられた建売住宅を購入しようと思いますが、補助対象ですか？
A	対象になります。 ただし、申請日までに、申請者がその住宅に住み、鎌ケ谷市に住民登録をすることが条件です。
Q2-10	設置の工事または建売住宅の引き渡しはいつまでに終わらせなければいけませんか？
A	申請日までに完了させ、かつ申請者がその住宅に住み、鎌ケ谷市に住民登録をすることが条件です。
Q2-11	対象設備を設置した住宅の引渡しがありました。対象設備の保証開始は補助対象期間前ですが、住宅の引渡しは補助対象期間中でした。補助の対象ですか？
A	対象外です。 保証（使用）の開始が補助対象期間中の設備が対象になります。
Q2-12	ローンやクレジット契約で購入した場合、補助の対象ですか？
A	クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払いを証明する書類（支払証明書）」を発行できる場合は、対象になります。 所有権留保付きローンの場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」の提出により対象になります。 リース契約の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等）の提出により対象になります。
Q2-13	ハウスメーカーのキャンペーン等により、設置に要した費用が0円となる場合、補助の対象ですか？
A	対象外です。
Q2-14	太陽光発電システムを設置しました。申請者と電力受給契約者が異なりますが、問題ありませんか？
A	申請者と電力受給契約者は同一であることが必要です。

(3) 補助金の申請について

Q3-1	二世帯住宅です。どちらの世帯でも使用できる設備を1台設置しようと思いますが、どちらが申請すればいいですか？
A	太陽光発電システムについては電力受給契約者が、その他の設備については発注者が、国補助金の交付を受けている場合には、その補助金の申請者である方が申請してください。

Q3-2 設置完了日とはいつのことですか？	
A	工事が完了し、設備の使用を開始した日になります。 ・太陽光発電システムの場合は特定契約締結日 ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の場合は納車日
Q3-3 補助対象設備を2種類以上設置しようと考えていますが、設置日が異なります。どのように申請すればよいですか？	
A	すべての設備の設置が完了してからまとめて申請していただいても構いませんが、申請は予算の範囲で先着順に受け付けるため、設置が完了した設備から都度申請をしていただいた方が安全です。 なお、2種類以上の設備について申請する場合、「着工日」はそれぞれの設備の着工日を、「工事完了日」はすべての設備の設置が完了した日を記入してください。
Q3-4 保証書も出荷証明書も手元にありません。どのように申請すればよいですか？	
A	未使用品であることを確認できる書類として、保証書、出荷証明書以外に、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）や、太陽電池モジュールの場合のみ出力対比表またはバーコードの写しでも可とします。 なお、以下の設備についてそれぞれの項目が網羅されていることが必要です。 もし保証書や出荷証明書等に以下の項目が記載されていない場合は、併せてカタログや仕様書を提出してください。 ①太陽光発電システムの場合 太陽電池モジュールの購入日、メーカー名、品番、<u>公称最大出力</u> パワーコンディショナーの購入日、メーカー名、品番、<u>定格出力</u> ②その他の設備 設備本体の購入日、メーカー名、品番
Q3-5 内訳明細書は「工事費一式」の記載でもよいですか？	
A	「工事費一式」ではお受けできません。 内訳明細書については13～15ページを参考に作成してください。
Q3-6 設備が設置された住宅を購入しました。領収書と内訳明細書はどのように提出すればよいですか？	
A	住宅の売買契約書（補助対象経費の内訳明細が記載されているもの）の写しを提出してください。
Q3-7 補助金交付申請手続代行届出書を提出したいのですが、法人名は法人の支社でもよいですか？	
A	構いません。

(4) リースについて

Q4-1 リース契約の期間は何年でもよいですか？	
A	リース契約の期間が対象設備の財産処分制限期間以上であるか、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約であることが必要です。
Q4-2 リース事業者の所在地が市外でも申請できますか？	
A	申請できます。
Q4-3 補助対象設備の設置をリースで導入した場合、市からの通知は設置者とリース事業者、どちらに送られてきますか？	
A	リース事業者に送付します。

(5) その他

Q5-1 振込口座は、会社名義の口座でも構いませんか？											
A	申請者本人名義の口座に限ります。										
Q5-2 いつ、振り込まれますか？											
A	市が請求書を受理してから、30日程度を見込んでください。										
Q5-3 いつまでに請求書を提出すればいいですか？											
A	補助金交付決定者に別途お知らせする提出期限までに、環境課窓口に出してください。 (郵送可)										
Q5-4 設置した設備はいつまで所有するべきですか？											
A	それぞれ以下のとおりです。 これらの年数が経過する前に設備を処分する場合は、別途申請が必要となりますので、あらかじめご相談ください。 <table border="1"> <tr> <td>太陽光発電システム</td><td>17年</td></tr> <tr> <td>燃料電池システム（エネファーム）</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>リチウムイオン蓄電池システム</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>電気自動車・プラグインハイブリッド自動車</td><td>4年</td></tr> <tr> <td>V2H充放電設備</td><td>5年</td></tr> </table> なお、リース契約で導入した補助対象設備を上記期間内に手放した場合、上記期間満了日までの月数に相当する補助金額について返還の手続きが必要です。 個人とリース事業者連名で申請し、補助金の返還者はリース事業者になります。	太陽光発電システム	17年	燃料電池システム（エネファーム）	6年	リチウムイオン蓄電池システム	6年	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	4年	V2H充放電設備	5年
太陽光発電システム	17年										
燃料電池システム（エネファーム）	6年										
リチウムイオン蓄電池システム	6年										
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	4年										
V2H充放電設備	5年										
Q5-5 知りたい質問の回答がここにはありません。											
A	環境課までご相談ください。										

4. お問い合わせ

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課 | 市役所1階

電話	047-445-1227	ファックス	047-445-1400
メール	ontai@city.kamagaya.chiba.jp		
受付時間	午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)		